

災害時における物流業務等に関する協定

災害時における物流業務等に関し、江戸川区（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対し要請する物流業務等の円滑な実施を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）災害 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生した場合その他同号に規定する災害に準ずるものとして区長が認めた場合をいう。

（2）物資等 救援物資、食料、飲料水、生活必需品、資器材等、災害時に被災者の支援に要する物資をいう。

（3）物資輸送拠点 江戸川区地域防災計画に定める地域内輸送拠点のほか、災害時において区長が指定する施設、乙又は乙の関係団体が提供する施設をいう。

（4）避難所等 江戸川区地域防災計画に定める避難所又は甲が指定する物資の供給場所をいう。

（5）物流業務等 次に掲げる業務をいう。

ア 物資輸送拠点の供給

イ 物資等の輸送

ウ 物資等の保管

エ 物資等の入出庫及び在庫管理

オ 物資輸送拠点における物資等の受入れ、荷役、仕分け、一時保管、搬出等

カ 避難所等への物資等の輸送及び仕分け等のサポート等

キ 物流業務に必要な車両、荷役機械又は資機材の供給

ク 物資等の受入及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣

ケ アからクまでに掲げる業務のほか、甲乙協議により必要と認める業務

（6）供給車両 乙が所有する車両であって、災害時に本協定に基づき甲に供給することが可能な車両をいう。

（協力申請）

第3条 甲は災害時、乙に対して物流業務等に関する協力を要請することができるものとする。

2 前項の要請は、原則として要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、甲が指定する連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）が、乙に対して口頭、電話等により要請し、速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。

ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(報告)

第4条 乙は、第3条第1項に基づき協力したときは、報告書(第2号様式)を提出するものとする。

(費用の負担)

第5条 第3条第1項の規定による要請により物流業務等に要した費用は、原則として甲が負担する。

2 前項の費用のうち、供給車両に係る費用については、災害発生直前の適正価格を参考にして、甲乙協議の上、決定する。

3 第1項の費用のうち、前項の費用以外の費用については、内閣府が定める災害救助事務取扱要領、災害時における国等からの通知等を踏まえ、甲乙協議の上、決定する。

4 乙は、第1項の費用について前条の規定による報告とともに、甲の確認を受けた後に費用請求書(第3号様式)により請求するものとする。

5 甲は、前項の規定による請求があったときは、速やかに支払うものとする。

(事故等)

第6条 乙は、物流業務等の実施に当たって事故等が発生したときは、甲に対して、速やかに事故等の状況を報告するものとする。

2 乙は、供給車両が事故や故障等によって運行できなくなったときは、速やかに代替の供給車両を確保する等の必要な措置を講じて物流業務等を継続するよう努めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、物流業務等の継続が困難なときは、乙は甲に対して速やかに報告し、その後の対応について甲乙協議の上、決定する。

(補償等)

第7条 甲は、本協定に基づき物流業務等に従事した者が、それらの業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日条例第10号)の規定に基づき、補償するものとする。

2 甲又は乙が、本協定に基づく物流業務等の実施に当たって、各々の責めに帰すべき事由により甲又は乙若しくは第三者に損害を与えたときは、その賠償の責任を負うものとする。

(燃料の確保)

第8条 甲は、平常時から供給車両に係る燃料の確保に努めるものとする。

(機密の保持及び情報提供)

第9条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連絡体制等)

第10条 甲及び乙は、連絡体制及び連絡手段等を毎年度当初に相互に通知するものとする。

(訓練等への参加)

第11条 乙は、甲が実施する訓練等へ参加するよう努めるものとする。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、令和4年12月21日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協定細目)

第13条 本協定を実施するため必要な細目は甲乙協議の上、別に定めることができるものとする。

(協議)

第14条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年12月21日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号

江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都江東区東雲二丁目13番32号

佐川急便株式会社 関東支店
支店長 広瀬 禎幸